平成２７年（フ）第３５８号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘３棟703号
債務者　佐藤　盟子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４６０号
名古屋市東区筒井３丁目25番30号
債務者　小杉あゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４８号
愛知県北名古屋市弥勒寺東４丁目143番地　エミネンスヤマダ405号
債務者　藤原　祥弘
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７号
滋賀県湖南市岩根1490番地14
債務者　吉田　真樹
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５号
滋賀県守山市今浜町2620番地102　琵琶湖アーバンリゾートⅡ番館1208号
債務者　鈴木　　勉
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０６号
滋賀県守山市今浜町2620番地102　琵琶湖アーバンリゾートⅡ番館1208号
債務者　鈴木　政子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０９号
滋賀県野洲市吉地1364番地　エスポワールハイム202号
債務者　衛藤　明美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１３号
大津市比叡辻２丁目９番23―208号、前住所滋賀県守山市吉身３丁目20番23―401号
債務者　菊池幸太郎
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２２号
滋賀県守山市水保町1320番地　コーポミズホ107号、前住所滋賀県守山市水保町1294番地19
債務者　宇氣　朋美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
兵庫県姫路市書写47番地２
債務者　川上留美子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２１号
兵庫県神崎郡市川町保喜41番地
債務者　山中　見三
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４号
鳥取県米子市尾高1602番地４
債務者　山村　和弥
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２５９号
広島県東広島市八本松町原8830番地28
債務者　瀬谷　早苗（旧姓野田・藤原）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６１号
広島市南区宇品西２丁目16―26　ウエストウジナ501号、住民票上の住所広島市安芸区船越５丁目６番５号
債務者　菅　　仲子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９号
山口県下関市川中豊町４丁目１番Ｂ―204号
債務者　トラストシーフーズこと　杉田　敏之
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
山口県下関市生野町２丁目９番32号　Ａ―１Ｃ号
債務者　田村　将仁
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第９０号
愛媛県松山市西石井２丁目６番31号　コーポ白石202号
債務者　大下　直美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで　松山地方裁判所民事部